

大玉村 立地適正化計画に係る 届出制度の手引き

令和6年8月

1 立地適正化計画と届出制度の概要	1
1-1 立地適正化計画とは	1
1-2 届出制度とは	1
1-3 届出の流れ	2
2 住宅に関する届出(居住誘導区域外)	3
2-1 居住誘導区域	3
2-2 届出の対象となる行為	4
2-3 届出様式及び添付書類	5
2-4 その他留意事項	5
3 誘導施設に関する届出(都市機能誘導区域内外)	6
3-1 都市機能誘導区域	6
3-2 誘導施設	7
3-3 届出の対象となる行為	8
3-4 届出様式及び添付書類	9
3-5 その他留意事項	9
4 届出書様式及び記入例	10

1

立地適正化計画と届出制度の概要

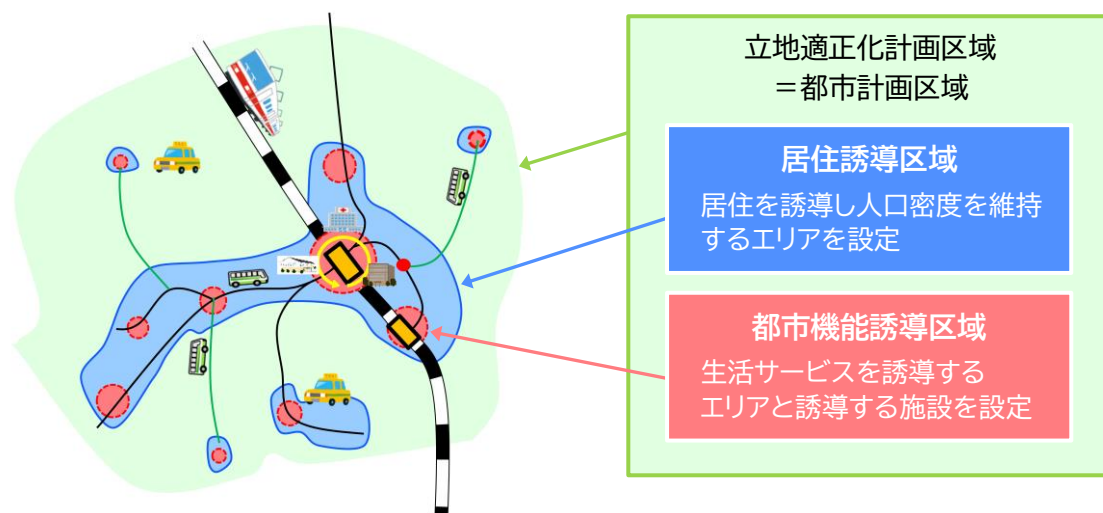
1-1 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、住民の利便性を継続的に確保するため、一定の人口が集まる範囲に、生活上必要な施設が集積して立地するコンパクトなまちづくりを目指していくための計画です。また、公共交通の整備等によりアクセス性の向上が図られた「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進することも計画上の重要な要素となっています。

大玉村では、この計画に沿ったまちづくりを目指すため、令和6年8月に「大玉村立地適正化計画」を策定しました。

本計画では、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるようにする居住誘導区域と、計画に定められた誘導施設を中心拠点や生活拠点に集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域を定めています。

本計画の策定・公表に伴い、届出の対象となる開発行為や建築等行為を行う場合には、都市再生特別措置法の規定に基づく届出が必要となります。

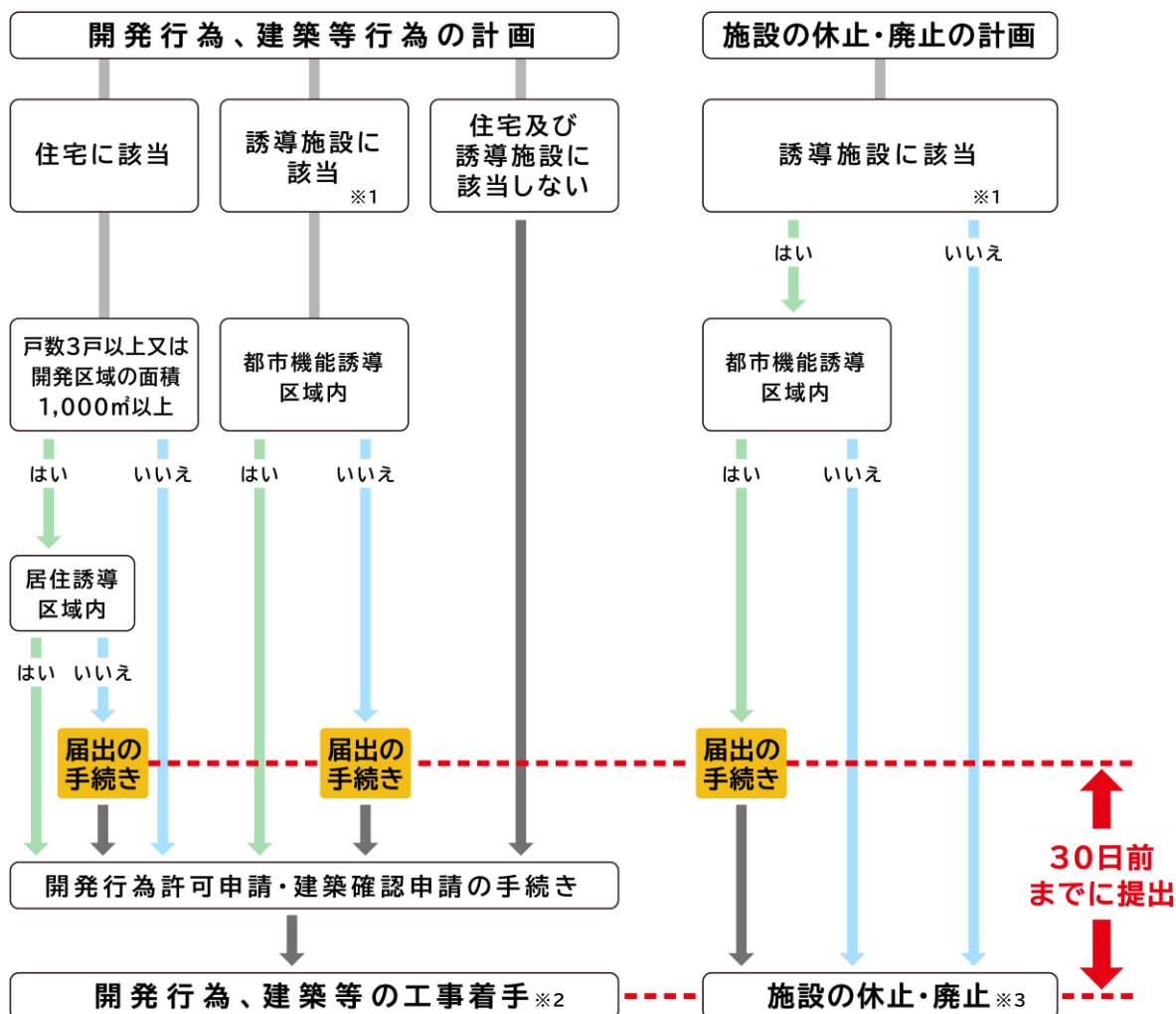


1-2 届出制度とは

届出制度とは、立地適正化計画の適正な運用に向け、住宅や誘導施設の立地動向を把握し、各種支援措置等の活用による誘導区域内への緩やかな誘導や、今後の取り組みに活かすための基礎資料とするものであり、対象となる行為を規制するためのものではありません。

1-3 届出の流れ

届出の対象となる開発行為・建築等行為を行う場合及び誘導施設の休止又は廃止を行う場合は役場の担当係と事前協議を行った上、以下のフロー図を参考に届出の手続きを行ってください。



事前協議、届出提出先

担当窓口：大玉村産業建設部建設課管理係 TEL:0243-24-8112
〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地

※1 誘導施設は、7ページの「大玉村における誘導施設の設定」を確認してください。

※2 「工事着手」とは、開発行為については造成工事（切土・盛土等）に着手すること、建築行為については建築物本体の基礎工事（杭工事がある場合はその時）に着手することを指します。

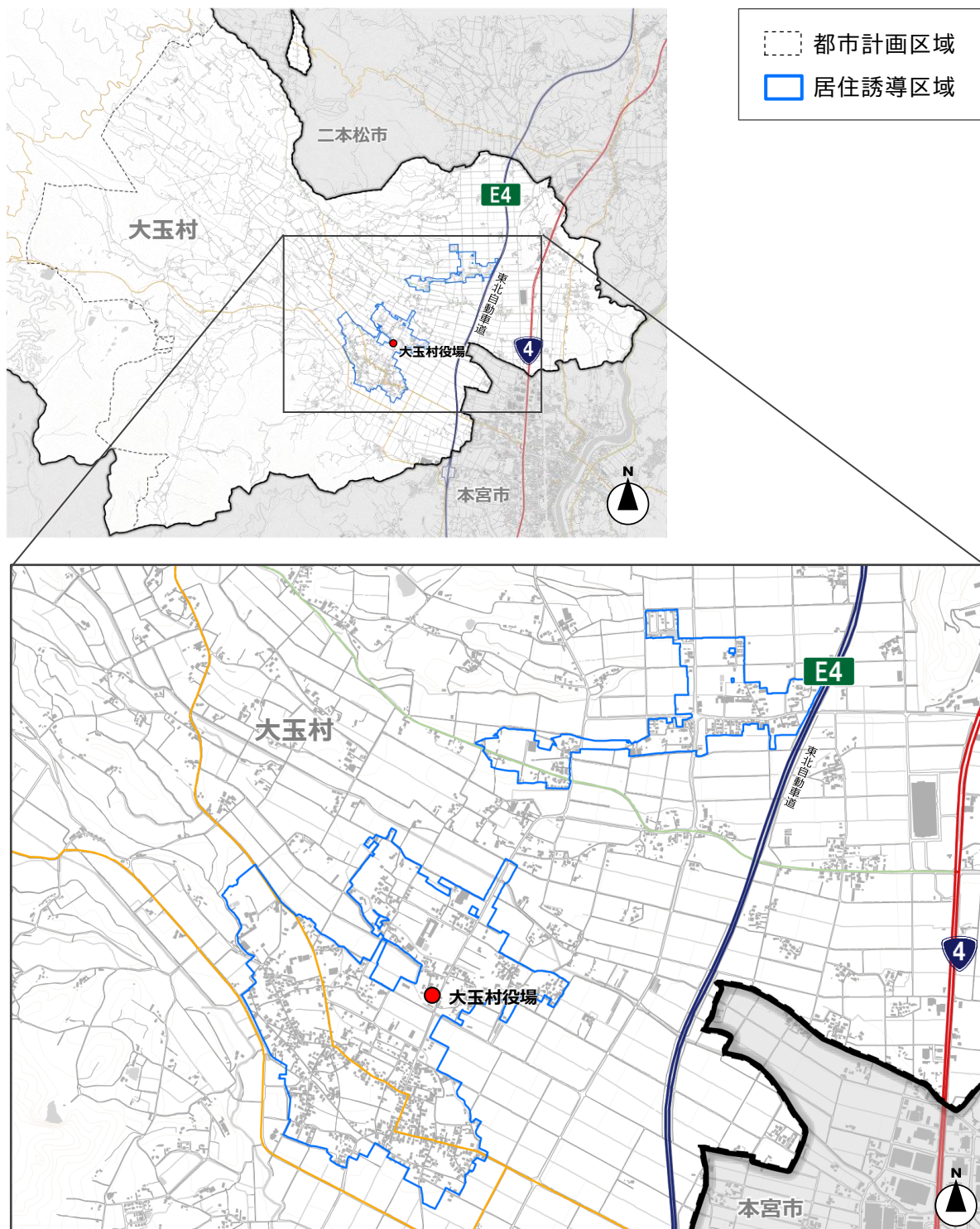
※3 「休止」とは、施設の再開の意思があり、かつ3ヶ月以上休止する場合、「廃止」とは再開の意思がない場合を指します。

2

住宅に関する届出(居住誘導区域外)

2-1 居住誘導区域

大玉村における各居住誘導区域(大山地区、玉井地区)は、以下のとおりです。



※居住誘導区域の範囲は、大玉村HPで確認することができます。

→ https://www.vill.otama.fukushima.jp/gyousei_jouhou/keikaku/ootamamurarittitekiseikakeikakunikakarutodokede



2-2 届出の対象となる行為

居住誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合には、その行為に着手する30日前までに、村長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第88条第1項）

なお、届出をしないで、または虚偽の届出をして以下の行為を行った場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（都市再生特別措置法第130条第2項）

●開発行為

- ① 3戸以上の住宅^{※1}の開発行為^{※2}
- ② 1戸又は2戸の住宅の開発行為で、その開発区域の面積が1,000㎡以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例：寄宿舍、有料老人ホーム等）※本村では、条例を定めていません。

・3戸以上の開発行為

届出必要



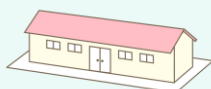
・1000㎡未満の1～2戸の開発行為

届出不要



・1000㎡以上の1～2戸の開発行為

届出必要



●建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例：寄宿舍、有料老人ホーム等）※本村では、条例を定めていません。
- ③ 建築物を改築し、3戸以上の住宅や条例で定める建築物に用途変更する場合

・3戸以上の建築等行為

届出必要



・1～2戸の建築等行為

届出不要



※1 「住宅」とは、一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋及び共同住宅を指します。

※2 「開発行為」とは、都市計画法第4条第12項にて「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」と定められています。

2-3 届出様式及び添付書類

区 分	届出書	添付書類
開発行為	様式第1号 (記入例 P11)	● 当該行為を行う土地の区域、並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1/1,000 以上、現況図) ● 設計図(縮尺 1/100以上、土地利用計画図) ● 位置図及び求積図 ● その他参考となるべき事項を記載した図書
建築行為	様式第2号 (記入例 P13)	● 敷地内における住宅の位置を表示する図面 (縮尺 1/100 以上) ● 住宅の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 1/50 以上) ● 位置図 ● その他参考となるべき事項を記載した図書
上記2つの 届出内容の変更	様式第3号 (記入例 P15)	● 上記の添付図書と同様

2-4 その他留意事項

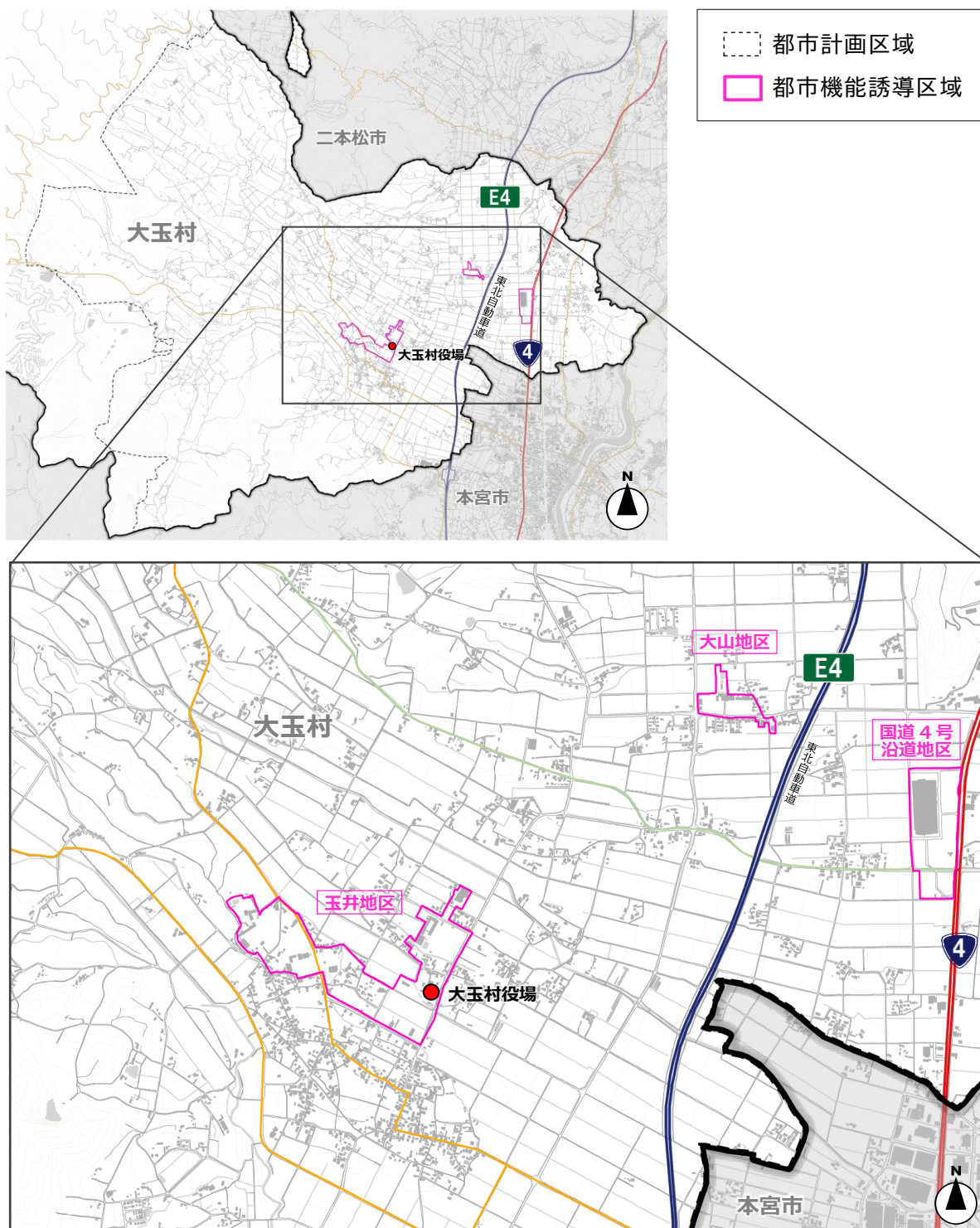
- 届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。
- 居住誘導区域外での開発行為及び建築行為等が、居住誘導区域内の住宅等の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第88条第3項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。
- 以下の行為は、届出の対象外となります。
 - ①軽易な行為その他の行為であって、政令で定めるもの
 - ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - ③都市計画事業の施行として行う(準ずる)行為

3

誘導施設に関する届出(都市機能誘導区域内外)

3-1 都市機能誘導区域

大玉村における各都市機能誘導区域(大山地区、玉井地区、国道4号沿道地区)は、以下のとおりです。



※都市機能誘導区域の範囲は、大玉村HPで確認することができます。

→ https://www.vill.otama.fukushima.jp/gyousei_jouhou/keikaku/ootamamurarittitekiseikakeikakunikakarutodokede



3-2 誘導施設

大玉村における誘導施設は、以下のとおり設定しています。

なお、各都市機能誘導区域(大山地区、玉井地区、国道4号沿道地区)に設定された誘導施設の詳細については、担当係に確認するようにしてください。

大玉村における誘導施設の設定

機能	施設	大山地区・玉井地区	国道4号沿道地区
行政機能	役場	○	—
	行政窓口	○	—
介護福祉機能	地域包括支援センター	○	—
	老人ホーム	—	—
	居宅介護支援事業所	○	—
	訪問介護事業所	○	—
	デイサービス	○	—
子育て機能	認可保育所	○	—
	幼稚園	○	—
	子育て支援センター	●	—
	放課後児童クラブ	○	—
商業機能	大型小売店舗	—	○
	小売店	—	○●
	コンビニエンスストア	—	—
医療機能	病院	—	—
	一般診療所	—	—
	歯科診療所	—	—
金融機能	農協	—	—
	郵便局	—	—
教育・文化機能	図書館	—	—
	資料館	—	—
	公民館	○	—
	集会施設※1	—	—
	小学校・中学校	○	—
運動施設	体育館	—	—
	公園・運動場	—	—

【凡例】 ○：維持 ●：誘導 —：誘導施設の対象としない

※1 集会施設とは、農村環境改善センター、ふれあいセンター3施設、他1施設

3-3 届出の対象となる行為

- ① 都市機能誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合には、その行為に着手する30日前までに、村長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第108条第1項）

なお、届出をしないで、または虚偽の届出をして以下の行為を行った場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（都市再生特別措置法第130条第3項）

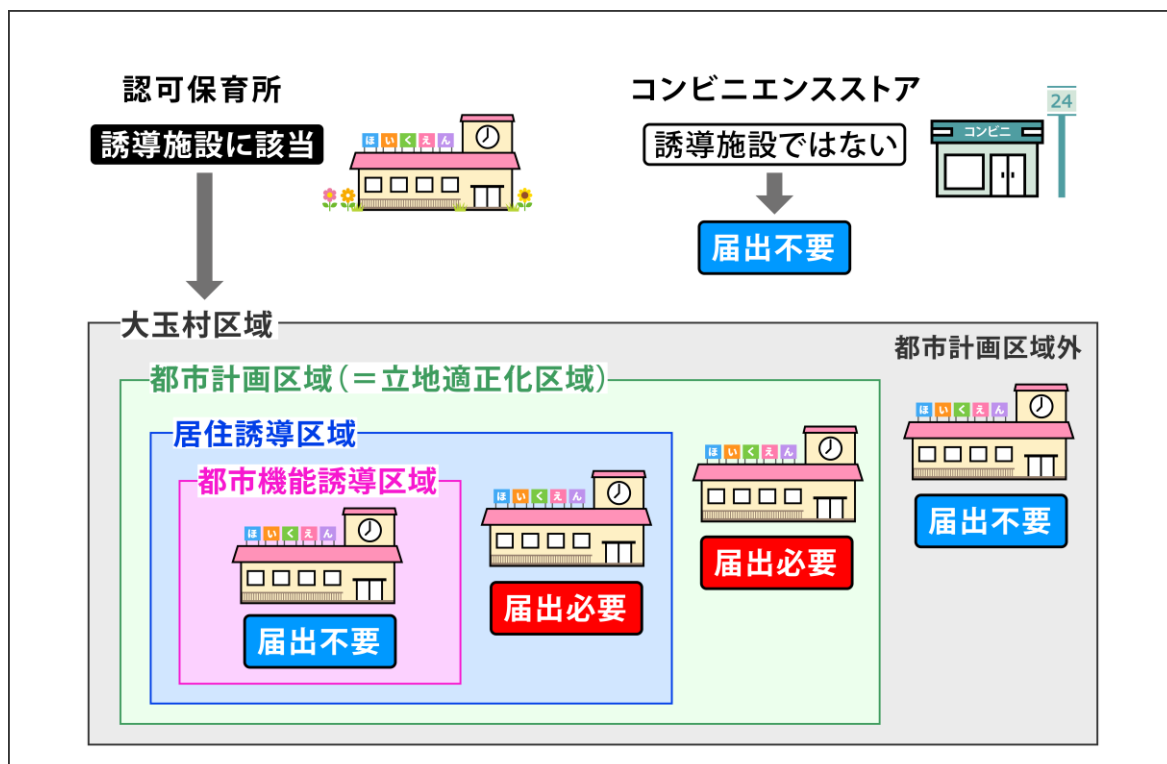
●開発行為

誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合

●建築等行為

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

（例）大山地区の場合



- ② 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止する場合には、上記同様に届出が必要となります。また、休止・廃止する誘導施設の敷地が都市機能誘導区域の内外にまたがる場合も届出が必要です。（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

3-4 届出様式及び添付書類

区 分	届出書	添付書類
開発行為	様式第4号 (記入例 P17)	● 当該行為を行う土地の区域、並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1/1,000 以上、現況図) ● 設計図(縮尺 1/100以上、土地利用計画図) ● 位置図 ● その他参考となるべき事項を記載した図書
建築行為	様式第5号 (記入例 P19)	● 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 1/100 以上) ● 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 1/50 以上) ● 位置図 ● その他参考となるべき事項を記載した図書
上記2つの 届出内容の変更	様式第6号 (記入例 P21)	● 上記それぞれの場合と同様
施設の休止・廃止	様式第7号 (記入例 P23)	—

3-5 その他留意事項

- 届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。
- 都市機能誘導区域外での開発行為及び建築行為等が、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第108条第3項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。
- 以下の行為は、届出の対象外となります。
 - ①軽易な行為その他の行為であって、政令で定めるもの
 - ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - ③都市計画事業の施行として行う(準ずる)行為

4

届出書様式及び記入例

様式については、大玉村ホームページからダウンロードできます。

代理人により届出を提出する場合は、委任状(参考様式P24)が必要となります。



(様式第1号)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

大玉村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3	住 宅 等 の 用 途	
	4	工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5	工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6	そ の 他 必 要 な 事 項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第1号)

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和○年 3月 27日

大玉村長 殿

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 大玉村○○○○ ○-○

氏 名 ○○株式会社 代表取締役○○
(連絡先) ○○○○-○○-○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	大玉村○○○○ ○-○
	2 開 発 区 域 の 面 積	1,500 平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	共同住宅○戸
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和○年 4月 30日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和○年 10月 30日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	【連絡先】 大玉村○○○○ ○-○ 株式会社○○設計 担当:○○ 電話:○○○○-○○-○○○○

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第 2 号)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

年 月 日

大玉村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途	
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第2号)

記入例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

該当する箇所を丸囲み

{ 住宅等の新築 }
{ 建築物を改築して住宅等とする行為 }
{ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }

について、下記により届け出ます。

令和〇年 3月 27日

大玉村長 殿

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 大玉村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 〇〇株式会社 代表取締役〇〇

(連絡先) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をし ようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(土地の所在、地番) : 大玉村〇〇〇〇 (地目) : 1番地 宅地 2番地 田 (面積) : 1番地 200平方メートル 2番地 300平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	戸数 : 15戸 工事の着手予定日 : 令和〇年5月1日 工事の完了予定日 : 令和〇年7月1日 【連絡先】 大玉村〇〇〇〇 〇-〇 株式会社〇〇設計 担当: 〇〇 電話: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第3号)

行為の変更届出書

年 月 日

大玉村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により
届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式第3号)

記入例

行為の変更届出書

令和○年 6月 1日

大玉村長 殿

届出者 住 所 大玉村○○○○ ○-○

氏 名 ○○株式会社 代表取締役○○
(連絡先) ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和○年 3月 27日

2 変更の内容

戸数の変更 (15 戸→10 戸)

着手予定年月日の変更 (令和○年 5月 1日→令和○年 6月30日)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和○年 6月 30日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和○年 9月 30日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式第4号)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

大玉村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第4号)

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年 3月 27日

大玉村長 殿

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 大玉村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 〇〇株式会社 代表取締役〇〇

(連絡先) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	大玉村〇〇〇〇 〇-〇
	2 開 発 区 域 の 面 積	3,000 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	スーパーマーケット
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和〇年 6月 1日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和〇年 9月 1日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	【連絡先】 大玉村〇〇〇〇 〇-〇 株式会社〇〇設計 担当:〇〇 電話:〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第 5 号)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

〔誘導施設を有する建築物の新築〕
〔建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為〕
〔建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為〕

について、下記により届け出ます。

年 月 日

大玉村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途	
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第5号)

記入例

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

該当する箇所を丸囲み

{ 誘導施設を有する建築物の新築
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }

について、下記により届け出ます。

令和〇年 3月 27日

大玉村長 殿

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 大玉村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 〇〇株式会社 代表取締役〇〇

(連絡先) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(土地の所在、地番) : 大玉村〇〇〇〇 (地目) : 1番地 宅地 2番地 田 (面積) : 1番地 〇〇平方メートル 2番地 〇〇平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途	スーパーマーケット
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	工事の着手予定日 : 令和〇年5月1日 工事の完了予定日 : 令和〇年7月1日 誘導施設の面積 : 4,500 平方メートル 【連絡先】 大玉村〇〇〇〇 〇-〇 株式会社〇〇設計 担当: 〇〇 電話: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第 6 号)

行 為 の 変 更 届 出 書

年 月 日

大玉村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式第6号)

記入例

行為の変更届出書

令和○年 6月 1日

大玉村長 殿

届出者 住 所 大玉村○○○○ ○-○

氏 名 ○○株式会社 代表取締役○○

(連絡先) ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和○年 3月 27日

2 変更の内容

面積の変更 (4,500 平方メートル→ 4,000 平方メートル)

着手予定年月日の変更 (令和○年 5月 1日→令和○年 6月30日)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和○年 6月 30日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和○年 9月 30日

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式第7号)

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

大玉村長 殿

届出者 住 所

氏 名

(連絡先)

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

2 休止（廃止）しようとする年月日

年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項につて、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

(様式第7号)

記入例

誘導施設の休廃止届出書

令和〇年 6月 1日

大玉村長 殿

届出者 住 所 大玉村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 〇〇株式会社 代表取締役〇〇

(連絡先) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止（**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

対象施設の名称を記載

該当する行為
を丸囲み

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

誘導施設の名称：〇〇〇

誘導施設の用途：スーパーマーケット

誘導施設の所在地：大玉村〇〇〇 〇番〇

該当する誘導施設を記載

施設の所在地番まで記載

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和〇年 7月 30日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

建築物の使用予定：なし

建築物の使用予定がある場合は、予定用地を記載
例) 予定用途：スーパーマーケット(3,000 平方メートル超)

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

令和〇年〇月 既存建築物の除却予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

(参考様式)

委任状

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と認め、次の権限を委任します。

委任事項 _____ 都市再生特別措置法第〇条に基づく届出

令和 年 月 日

(委任者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(参考様式)

記入例

委任状

(代理人)

住 所 大玉村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 〇〇 〇〇

私は、上記の者を代理人と認め、次の権限を委任します。

委任事項 都市再生特別措置法第〇条に基づく届出

法第 88 条、第 108 条、第 108 条の 2 のうち
該当する条数を記載

令和〇年〇月〇日

(委任者)

住 所 大玉村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

押印